

手続き一覧

離婚によりひとり親家庭になった方の主な手続き

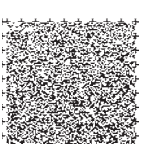
手続き	内 容	窓 口
離婚届 入籍届（子の戸籍）	離婚届の提出 離婚届提出だけでは、子の戸籍は変わりません。変更したい場合は担当窓口にご相談ください。	・戸籍住民課戸籍住民担当（戸籍届出） ☎03-5742-6657
離婚の際に称していた氏を称する届	離婚の際に称していた氏を称する場合（婚氏を続称する場合） ※離婚成立の日の翌日から3カ月以内	
住民票の変更	離婚後住所の変更がある場合	・戸籍住民課戸籍住民担当（住民異動） ☎03-5742-6660
印鑑登録の変更	氏の変更により印鑑登録が抹消になる場合があります。	
マイナンバーカードの記載事項変更	氏・住所に変更がある場合	・マイナンバーカード特設会場（第二庁舎3階） ・各地域センターなど 【問い合わせ】 戸籍住民課戸籍住民担当（マイナンバー） ☎03-6703-8500



国民健康保険の加入	退職、配偶者の扶養家族から外れた場合など	・国保医療年金課資格係 ☎03-5742-6676
国民健康保険の脱退	職場の健康保険やその他の健康保険に加入した場合	
国民年金の加入	退職、配偶者の扶養を外れた場合など	・国保医療年金課国民年金係 ☎03-5742-6682～3 ・品川年金事務所 ☎03-3494-7831
年金分割	5年以内（令和8年4月1日前に離婚などをした場合は2年以内）に手続きが必要です。	・品川年金事務所 ☎03-3494-7831
児童手当	受給者変更になる場合がありますので、ご相談ください。	・子育て応援課手当医療助成担当 ☎03-5742-6721
その他子どもに関する手当（児童扶養手当、児童育成手当、障害手当）の申請	手当の種類により手続きが異なります。（所得制限があります。）	・子育て応援課手当医療助成担当 ☎03-5742-9174
ひとり親医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の助成（所得制限があります。）	
医療証の変更	氏や住所などに変更がある場合に提出	
認可保育園への申請内容または在園要件の変更	氏・住所・保護者などに変更がある場合	・保育入園調整課入園相談担当 ☎03-5742-6725

区立小中学校関係の手続き	氏・住所・保護者などに変更がある場合	・各学校
税金のひとり親控除	要件に該当した場合はひとり親控除が受けられます。	・税務課課税担当 ☎03-5742-6663～6 ・品川税務署 ☎03-3443-4171 ・荏原税務署 ☎03-3783-5371
運転免許証の変更	氏・住所に変更がある場合	・各警察署 ・運転免許更新センター ・運転免許試験場 ☎03-3474-1374 （鮫洲運転免許試験場）
パスポートの変更	氏・本籍などに変更がある場合	・東京都パスポートセンター ☎03-5908-0400 （東京都パスポート電話案内センター）

※上記以外にも、各種保険や福祉サービスなどで
氏や住所の変更手続きが必要な場合があります。





死別によりひとり親家庭になった方の主な手続き

手続き	内 容	窓 口
死亡届	死亡届の提出	・戸籍住民課戸籍住民担当（戸籍届出） ☎03-5742-6657
世帯主変更	亡くなられた方が世帯主だった場合に新しい世帯主を決めるための届出	・戸籍住民課戸籍住民担当（住民異動） ☎03-5742-6660
区民葬儀	比較的安い料金で葬儀を行うことができます。	・戸籍住民課おくやみコーナー担当 ☎03-5742-7163
斎場・火葬施設について（臨海斎場）	火葬および葬儀を行うことができます。	・臨海斎場 ☎03-5755-2833
年金手続き（年金受給者が亡くなったとき）	年金受給者死亡届や未支給年金の請求など、手続きが必要な場合があります。	・年金事務所 ☎03-3494-7831
年金手続き（国民年金加入者が亡くなったとき）	遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金が支給される場合があります。	・国保医療年金課国民年金係 ☎03-5742-6682～31
葬祭費支給	亡くなられた方が国民健康保険の被保険者または後期高齢者医療制度に加入している被保険者だった場合、70,000 円が支給されます。	・（74歳以下の方） 国保医療年金課給付係 ☎03-5742-6677 ・（75歳以上の方および65歳から74歳までの一定の障害がある方で、申請し、保険者から認定を受けた方） 国保医療年金課高齢者医療係 ☎03-5742-6736
国民健康保険の加入	退職、配偶者の扶養家族から外れた場合など	・国保医療年金課資格係 ☎03-5742-6676
国民健康保険の脱退	職場の健康保険やその他の健康保険に加入した場合	

国民年金の加入	配偶者の扶養を外れた場合など	・国保医療年金課国民年金係 ☎03-5742-6682～3 ・品川年金事務所 ☎03-3494-7831
児童手当	受給者に変更がある場合	・子育て応援課手当医療助成担当 ☎03-5742-6721
その他子どもに関する手当（児童扶養手当、児童育成手当、障害手当）	手当の種類により手続きが異なります。（所得制限があります。）	・子育て応援課手当医療助成担当 ☎03-5742-9174
ひとり親医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の助成（所得制限があります。）	
医療証の変更	保護者に変更がある場合	
認可保育園への申請内容または在園要件の変更	住所・保護者などに変更がある場合	・保育入園調整課入園相談担当 ☎03-5742-6725
区立小中学校関係の手続き	住所・保護者などに変更がある場合	各学校
税金のひとり親控除	要件に該当した場合はひとり親控除が受けられます。	・税務課課税担当 ☎03-5742-6663～6 ・品川税務署 ☎03-3443-4171 ・荏原税務署 ☎03-3783-5371

※上記以外にも、各種保険や福祉サービスなどで
氏や住所の変更手続きが必要な場合があります。

未婚（非婚）によりひとり親家庭になる方の主な手続き

手続き	内 容	窓 口
出生届	生まれた日を含め14日以内に提出が必要です。	・戸籍住民課戸籍住民担当(戸籍届出) ☎03-5742-6657
出産育児一時金の申請	国民健康保険の被保険者が出産したときに支給されます。	・国保医療年金課給付係 ☎03-5742-6677
国民健康保険料の産前産後期間の軽減制度	国民健康保険の被保険者が出産をする(した)場合、産前産後期間にかかる保険料を軽減します。 ※妊娠85日(4ヶ月)以上が対象です。死産、流産早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。	・国保医療年金課資格係 ☎03-5742-6676
国民年金保険料の産前産後期間の免除	国民年金第1号被保険者が出産するときに、一定期間国民年金保険料が免除されます。	・国保医療年金課国民年金係 ☎03-5742-6682～3 ・品川年金事務所 ☎03-3494-7831
国民年金保険料の育児期間の免除	国民年金第1号被保険者が1歳未満の子を養育するときに、一定期間国民年金保険料が免除されます。(令和8年10月1日施行)	・国保医療年金課国民年金係 ☎03-5742-6682～3 ・品川年金事務所 ☎03-3494-7831
児童手当	児童を養育する方に支給されます。	・子育て応援課手当医療助成担当 ☎03-5742-6721
その他子どもに関する手当（児童扶養手当、児童育成手当、障害手当）	手当の種類により手続きが異なります。(所得制限があります。)	・子育て応援課手当医療助成担当 ☎03-5742-9174
ひとり親医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の助成(所得制限があります。)	
税金のひとり親控除	要件に該当した場合はひとり親控除が受けられます。	・税務課課税担当 ☎03-5742-6663～6 ・品川税務署 ☎03-3443-4171 ・荏原税務署 ☎03-3783-5371

※上記以外にも、各種保険や福祉サービスなどで手続きが必要な場合があります。